

# Bi-Weekly Newsletter

Jan 23, 2019 | ISSUE 13

## I. 統計資料

02

- 2017年、税目別異議申立処理の実績

## II. 産業ニュース

02

- 産業技術流出根絶対策の発表

## III. 最新事例・判例

03

- 付加価値税に係る 이슈(租審2016ブ2885,2018.11.08.)
- 契約解約時の修正税金計算書の発行時期および申告不誠実加算税および納付不誠実加算税賦課処分の妥当可否

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせ下さい。

### Contacts

金祥雲(김·산운)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(황·철진)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(신·현창)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(노·영석)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(이·응진)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(이·남선)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



삼일회계법인

(c) 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

## I. 2017年、税目別異議申立処理の実績

- 統計庁国家統計ポータル、国税庁国税統計

### 主な内容

- 2017年国税庁の税目別異議申立処理の実績は次のとおり。

税目別	処理対象 (件)	処理件数(件)					減税額 (百万 ウォン)
		小計	却下	棄却	認容	勝訴率(%)	
合計	3,631	3,159	435	1,953	771	24.4	84,079
総合所得税	831	681	102	388	191	28.0	13,098
法人税	245	207	24	121	62	30.0	24,654
付加価値税	824	731	92	478	161	22.0	16,696
譲渡所得税	873	787	77	507	203	25.8	14,552
相続税	111	89	12	51	26	29.2	4,153
贈与税	291	253	20	167	66	26.1	8,377
その他	456	411	108	241	62	15.1	2,549

## II. 産業技術流出根絶対策の発表

- 大韓民国政策ブリーフィング(<http://www.korea.kr/briefing>)

- 今までは、外国人が韓国で国家研究開発(R&D)支援を受けて開発した国家核心技術を保有する国内企業を買収・合併(M&A)するためには、政府に事前に申告するだけで可能であった。
- しかし、主要国の技術保護強化の中で、韓国でも半導体などの主力産業分野を中心に毎年20件以上の技術の海外流出および流出を仕掛けるケースが摘発されており、上記のような管理だけでは技術保護管理体系が不十分で、該当規制を強化すべきとの主張が提起されてきた。
- これを受け、政府は2019年1月3日に国政懸案点検調整会議にて産業技術流出根絶対策を発表した。
- 対策の主な内容としては、外国人が韓国企業をM&Aする時、その買収対象が①国家R&D支援を受けていない国家核心技術保有企業に該当する場合にも事前に政府申告対象に含ませる点、②国家R&D支援を受けて国家核心技術を保有している企業に該当する場合は、申告ではなく政府の承認を得るように要件を強化した。
- また、政府は国家核心技術の範囲をAI、新素材などの新規業種まで拡大して、懲罰的損害賠償制度を導入する一方で、技術流出犯罪を犯した者に対する処罰を大幅に強化するとした。
- このような政府方針は、米国の‘外国人投資リスク調査現代化法’の改正などの影響を受けたもので、近々関連法令が改正されて制度を整えるものと予想される。

#### 1. 争点

- (1) 契約解約時の修正税金計算書の発行時期
- (2) 申告不誠実加算税および納付不誠実加算税の賦課処分の妥当可否

#### 2. 事実関係

- 請求法人は2009年1月16日にA社と発電用原料を仕入れる内容の契約を締結した後、2009年4月15日から4回にかけて前払金を支払い、税金計算書の交付を受け仕入税額が控除された。
- 請求法人は2011年1月から3月まで原料を供給してもらったが、市場状況の悪化でA社から追加で供給を受けられなくなったため、2013年1月25日にA社の履行不能を理由に契約の解約を通知した後、2013年2月7日に前払金の返還を請求した。
- しかし、A社から前払金の返還が拒絶されるとすぐに、請求法人は2013年4月5日に保証保険会社を被告にして前払金の支払を請求する訴訟を提起し、2016年1月14日に請求法人の勝訴判決が確定した。
- A社は判決確定日である2016年1月14日を作成日として前払金に対する修正税金計算書を発行し、これに伴い請求法人は、2016年第1期付加価値税仕入税額から同金額を減額した。
- しかし処分庁は、請求法人がA社に契約の解約を通知した2013年1月25日に契約が適法に解約されたと見て、請求法人の控除済み付加価値税仕入税額のうち未供給分に対応する部分を2013年第1期の付加価値税仕入税額から減額して、これに伴う申告不誠実加算税および納付不誠実加算税を加算して付加価値税を更正・告知した。

#### 3. 関連法令

- **付加価値税法第16条(税金計算書)** ①納税義務者で登録した事業者が財貨または役務を供給する時には、第9条の時期(大統領令で時期を別に定める場合にはその時期)に次の各号の事項を記載した計算書(以下“税金計算書”)を大統領令で定めるところにより供給を受けた者に交付しなければならない。この場合、税金計算書を交付した後でその記載事項に関して錯誤や訂正などの大統領令で定める事由が発生した場合には、大統領令で定めるところにより税金計算書を修正して交付することができる。
- **付加価値税法施行令第59条(修正税金計算書発行事由および発行手続)** ① 3. 契約の解約などにより供給価額に追加または減算される金額が発生した場合：増減事由が発生した日を作成日に記入して、追加される金額は黒文字で記入して、減算される金額は赤文字で記入するか負(-)の表示をして発行する。
- **民法第543条(解約、解除権)** ①契約または法律の規定により当事者の一方や双方が解約または解除の権利がある時には、その解約または解除は相手に対する意思表示とする。
- **民法第550条(解約の効果)** 当事者の一方が契約を解約した時には、契約は将来に対しその効力を失う。

#### 4. 決定要旨

##### (1)修正税金計算書の発行時期は？(棄却)

- 請求法人は前払金に対する修正税金計算書の発行時期が訴訟の判決確定日(2016年1月14日)として2016年第1期の付加価値税仕入税額から同前払金に対する仕入税額を控除して付加価値税を納付すべきと主張している。
- しかし、上記の判決において、‘A社の供給義務は2013年1月12日頃にはすでに履行不能に達したと見るのが相当であり、特別な事情がない限り争点契約は取引相手の履行不能を理由とした請求法人の2013年1月25日付解約の意思表示によって適法に解約された点’等に照らして前払金に係る修正税金計算書はその発行事由が発生した日(2013年1月25日)が属する2013年第1期に発行しなければならない。

##### (2)申告不誠実加算税および納付不誠実加算税の賦課処分は妥当か(認容)

- 請求法人とA社間に正当な解約権行使を行ったのか否かなどに関して訴訟が進行されて、修正税金計算書の発行時期をめぐる多様な解釈があり得る状況であった点、
- 請求法人は既存の有権解釈などを考慮して上記の保険金支払請求訴訟の結果が確定した2016年1月14日に修正税金計算書を受領したことが明らかな点、
- 請求法人とA社が契約の解約に関して争いがある状況において供給者が修正税金計算書を発行するのは契約が解約されたと認める根拠となるため、供給者が修正税金計算書を発行することを期待するのは難しいとの請求主張は信憑性があると思われる点、
- 判例も税法の解釈上で見解の対立が生じることがあるなど、納税義務者にその義務の履行を期待するのが無理な場合を加算税を免除する“正当な事由”と見ている点(最高裁2012.4.12. 宣告、2011ドゥ3173判決、同旨)等に照らして、処分庁が請求法人に争点加算税を付加して付加価値税を課したこの処分は妥当でない。